

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和3年6月18日(金)
午前 9時58分 開会
午前10時39分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	大 條 雅 久	副委員長	越 智 克 範
委員	片 平 恵 美	委員	篠 原 茂
委員	黒 田 真 徳	委員	藤 田 誠 一
委員	藤 田 豊 治	委員	仙 波 憲 一

4 欠席委員

委員 米 谷 和 之

5 説明のため出席した者

副市長 原 一 之

・福祉部

部長 古 川 哲 久 総括次長(こども保育課長) 伊 藤 裕 敏

生活福祉課長 伊 藤 博 生活福祉課主幹 伊 藤 孝 嗣

こども保育課主幹 正 岡 大 典

・市民環境部

部長 原 正 夫 総括次長(地域コミュニティ課長) 長 井 秀 旗

次長(市民課長) 酒 井 千 幸

6 議会事務局職員出席者

事務局長 高 橋 利 光 議事課主任 村 上 佳 史

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午前 9時58分

●大條委員長：<開会挨拶>

○原副市長：<挨拶>

◎福祉部関係

◇議案第41号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長）：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第42号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●仙波委員：議案第41号の条例と本条例の違いは何か。

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長）：議案第41号の特定教育・保育施設とは、保育所、認定こども園、新制度移行の幼稚園を指している。また、特定地域型保育事業には、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の4事業があり、この4事業をまとめて特定地域型保育事業と総称している。そして、議案第42号の家庭的保育事業等とは、特定地域型保育事業の4事業と全く同じ事業のことを指している。議案第41号の条例は、子ども・子育て支援法に基づいて制定されているが、本条例は児童福祉法に基づいて制定されているため、2本立てに分かれている。

●篠原委員：電磁的記録とは具体的に何か。

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長）：パソコンで扱うデジタルデータのことを法律用語で電磁的記録と呼んでいる。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第47号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○伊藤福祉部総括次長（こども保育課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●篠原委員：想定している対象世帯数は。

○伊藤生活福祉課長：受給要件には8月末までに総合支援資金の再貸付の完了という条件があるため、社会福祉協議会に確認したところ、その条件に合うものが308世帯であり、再貸付が不承認となった例や転入も考え、320世帯としている。

●篠原委員：320世帯を320人と考えた場合、320人もの就職先はあるのか。

○伊藤生活福祉課長：社会福祉協議会に確認した308世帯の方は自立支援プログラムにおいても、就労が決まっていないう方であり、生活保護にも移行できていない世帯である。

●篠原委員：新居浜市にこれだけの求人先はあるのか、なければどうするのか。

○伊藤生活福祉課長：支援金を受けるにあたり、ハローワークで面接などの求職活動を行うことになっているが、時間帯など、その人に合う求人先がハローワークにない場合は、情報誌等の求人広告を利用し、自分で申請や面接を行ってもいいということになっている。求人数はあるが、個々によって時間帯などの条件は違うため、必ずしもハローワークを通す必要はない。

休憩 午前10時11分／再開 午前10時12分

●篠原委員：仕事先が新居浜市にあるのかということを知りたかった。

○伊藤生活福祉課長：例えば、自営業の方に対しては副業が認められるため、自営業以外の時間帯で

求職先を探すことになり、難しいところもある。

●片平委員：対象世帯数の積算根拠は、再貸付や再貸付の不承認などの数字を基に積算しているのか。
○伊藤生活福祉課長：社会福祉協議会が把握している数字は、単身世帯か複数世帯かという数字であり、単身世帯はそのままの数となるが、2人世帯や3人以上の世帯については、それぞれ把握できていないため、2人世帯のほうが若干多いということで按分した数字である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇請願第4号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●越智副委員長：介護保険制度が制定されて、21年が経過する間、制度の内容も大きくさま変わりし、現在、種々の問題が発生している。一番の問題は、財源と人材の確保であり、特に財源については、非常に厳しく、サービス利用者の利用者負担を原則1割から2割、あるいは3割に増額している。また、高齢者を社会全体で支えるためには、若い方の参画が必要で、20代や30代の方を被保険者の対象にする議論も出ている中、単に負担を国費に基づくという見方は、そぐわないと考える。あわせて、人材についても質と量が課題になっており、特に質については、介護従事者のレベルに応じた人材配分や外国人労働者の確保が議論されている途中であり、また、新技術の導入についても議論されている。今現在、財源と人材についてこのような議論がされている中で、単に国費負担と介護職員の処遇改善というだけでは、請願の内容にはそぐわず、もっと検討する必要があると考えるため、継続審査でお願いしたい。

●片平委員：請願趣旨には、高齢者の尊厳は保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを理念とし、要介護状態などの軽減、悪化の防止に資するよう必要な保険給付などを行うものとあり、体が悪くなる前にとどめようとするのが目的であると思うが、低所得者にとって保険料の負担は重く、いろいろと改善していく中で、低・中間所得層の負担増とならないことが、皆が安心して制度を利用できることになると考え、地方公共団体の財政負担増とならないように国費によって行うことがこの請願の中身にある。また、介護職員の人材確保については、処遇を改善すれば質が上がるのかという議論もあったが、処遇を改善しないと優秀な人材が集まらないということは実際にあると考えている。以上のことから、採択でお願いしたい。

<採決> 賛成多数 継続審査

◇請願第5号 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める意見書の提出方について

◇請願第6号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●黒田委員：請願趣旨には、補聴器の価格が片耳15万円から30万円するとあるが、インターネットでは3万円程度から紹介されており、現在の音響技術による集音や音声増幅に片耳で15万円もかかるものなのか個人的には疑問であり、また、補聴器は小型であるため、なくしてしまうという話も聞いている。しかしながら、加齢性難聴者への補聴器購入の公的補助は鬱病や認知症の予防に大変有効と考え、現在、国が調査、研究を行っているところであり、今後の動向を見守る必要があると考えるため、請願第5号と第6号については、継続審査でお願いしたい。

●片平委員：加齢性難聴は鬱病の原因や、社会参加や再雇用などの障害になることがある。安い補聴器は雑音も一緒に拾ってしまうため、耳障りでかえってつけないほうがいいとなることもよく聞くが、雑音をカットして必要な音を拾う補聴器は高額になることから、低所得の方に配慮した補聴器助成制度の

創設を求める請願については、採択していただきたい。

<採決> 請願第5号 賛成多数 継続審査
請願第6号 賛成多数 継続審査

休憩 午前10時26分 / 再開 午前10時27分

◎市民環境部関係

◇議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：<説明>

<質疑>

●仙波委員：個人番号カード交付事業を新型コロナワクチン接種と合わせて行うことはできないのか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：今週末の6月19日から75歳以上の方の2回目の集団接種が始まるため、会場のリーガに、マイナンバーカードの出張申請受付コーナーを設ける予定である。

●仙波委員：個人番号カードの普及推進を行い、取得率を上げたいという行政の一つの思いもあることから、個人番号カードの発行に時間がかかることも分かるが、ワクチン接種の受付段階では紐付けが可能ではないのか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：あらかじめ申請者の名前が分かっているならば、出先でも、効率的に受付を完了し、出来上がったカードを自宅に郵送する方法をとることができる。ただし、名前を把握できていなくても、申請に必要な書類が揃っていれば、申請時来庁方式による受付が可能である。そのため、1回目の接種時に、案内チラシを配り、2回目の接種時に必要書類を持参いただくようにして、カード申請を希望される場合、ワクチン接種の機会を利用いただくよう呼びかけている。多くの方が集団接種会場に来られるため、カードの交付率向上につなげたい。

●藤田豊治委員：現在のマイナンバーカードの取得状況は。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：6月17日付で34.61%である。

●藤田誠一委員：出張一括申請受付を行っていく上で、取得率の目標値を設定しているか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：令和4年度末までに100%という国が示している目標に合わせることを前提に、令和3年度末70.8%としている。

●篠原委員：出張一括申請受付は、何人以上いれば対応してくれるのか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：申込みはおおむね10人以上としているが、今は5人くらいでも対応している。

●藤田誠一委員：申請には時間がかかるというイメージがあるが、10人の場合であればどれくらいの時間がかかるか。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：申請希望者数により、職員の派遣人数を変えて対応するが、大体1人当たり5分程度かかる。10人であれば、職員が2人1組で1時間もあれば完了するため、昼休みに利用する企業も多い。

<討論> な し

<採決> 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前10時39分

市民福祉委員会付託案件表

令和3年6月18日

○福祉部関係

議案第41号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 全部	3・7

請願第4号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出方について

請願第5号 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める意見書の提出方について

請願第6号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出方について

○市民環境部関係

議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
9目 広聴費	3・13
第3項 戸籍住民基本台帳費	3・14・15